

特定商取引における消費者保護の強化を求める意見書

令和4年版消費者白書によると、令和3年の消費生活相談は85.2万件で、そのうち特定商取引に関する法律（以下「特商法」という。）の対象分野の相談は約55%という高い比率を占めている。とりわけ認知症等の高齢者の消費者トラブルの中では、訪問販売・電話勧誘販売の割合が48.6%と多数を占めていることから、超高齢社会において判断力の衰えた高齢者が悪質商法のターゲットにされていることがうかがわれ、早急な対応が必要となっている。

消費生活相談全体で見ると、インターネット通販に関する相談が27.4%と最多となっており、デジタル社会の進展、さらにはコロナ禍の影響もあって、トラブルが増加していることが見てとれる。この傾向は、デジタル社会の進展とともに、今後更に強まると考えられる。

また、マルチ取引（連鎖販売取引）の相談件数については、毎年約9千～1万件程度と、無視できない件数で推移しており、その半数近くが20歳台となっている。令和4年4月の成年年齢引下げに伴い、今後は、18歳から19歳を狙ったマルチ取引被害の増加が予想される。

このような全国の状況と同様に京都府においても、特商法で規制の対象となっている分野が消費生活相談の約半数を占めており、消費者を保護する対策の強化が望まれるところである。

については、国におかれては、以下のような特商法の改正を行うために、消費者庁に検討会を設置し、早急に検討を進めることを強く要望する。

- 1 訪問販売や電話勧誘販売について、消費者があらかじめ拒絶の意思を表明した場合の勧誘に対する規制を強化すること。
- 2 SNS等を通じた勧誘を伴うインターネット通販について、クーリング・オフや勧誘規制等、電話勧誘販売と同レベルの規制を導入するとともに、SNS事業者等に対し、消費者トラブル発生時における通信販売業者、勧誘者に関する情報の開示を義務付けること。
- 3 マルチ取引（連鎖販売取引）について、国による登録・確認等の開業規制を導入するとともに、被害の予防・救済のための規制を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年7月5日

衆議院議長 細 田 博 之 殿
参議院議長 尾 辻 秀 久 殿
内閣総理大臣 岸 田 文 雄 殿
総務大臣 松 本 剛 明 殿
財務大臣 鈴 木 俊 一 殿
文部科学大臣 永 岡 桂 子 殿
厚生労働大臣 加 藤 勝 信 殿
内閣官房長官 松 野 博 一 殿
内閣府特命担当大臣 (消費者及び食品安全)
河 野 太 郎 殿
内閣府特命担当大臣 (こども政策)
小 倉 將 信 殿

京都府議会議長 石 田 宗 久